

全ト協発第 137 (企)
令和 2 年 6 月 3 0 日

都道府県トラック協会
会 長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂本 克己



厚生労働省実施「令和 2 年賃金構造基本統計調査」の周知協力依頼について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営にご協力とご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省より、別添のとおり「令和 2 年賃金構造基本統計調査」に関して、傘下会員事業者への周知、広報の協力依頼がありました。

本調査は、労働者の賃金等の実態を明らかにするもので、国の実施する最も重要な統計の一つとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されており、一定の方法により抽出された事業所が調査の対象となります。調査対象となる事業所には都道府県労働局、労働基準監督署から調査依頼があります。

つきましては、本調査に係る傘下会員事業者の皆様への周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

<添付資料>

1. 令和 2 年賃金構造基本統計調査の実施についての協力依頼について

(※本文書内にある、調査対象事業所に配布される「記入要領」及び「挨拶状」の添付は省略します)

2. 調査計画、調査票例
3. 機関紙、広報誌等における広報文例



政 統 賃 発 0622 第 1 号
令 和 2 年 6 月 2 2 日

公益社団法人 全日本トラック協会 会長 殿

厚生労働省 賃金福祉統計官
(賃金福祉統計室長)

令和2年賃金構造基本統計調査の実施についての協力依頼について

厚生労働省において実施しております賃金構造基本統計調査につきましては、例年、特段の御配慮、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この調査は、我が国の労働者の賃金等の実態を明らかにすることを目的として昭和23年より毎年実施しており、民営及び公営の事業所のうち、一定の方法により抽出した事業所を調査の対象としております。

調査結果につきましては、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、各種の政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしており、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されております。

本年も、別添1「調査計画」及び別添2「調査票」に基づき、令和2年6月分の賃金等について調査することとしております。参考として、調査対象事業所に配布する「記入要領」及び「挨拶状」を添付いたします。

また、原稿を用意いたしましたので、貴団体の広報誌・メールマガジン等で広報文の掲載をお願いできましたら幸いです。

新型コロナウイルス感染症への対応にご多用のことと存じますが、その影響による賃金の実態を把握し明らかにすることも、この調査の重要な役割でございます。つきましては、この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、貴団体傘下企業に係る調査の対象となりました事業所における円滑な調査実施に格別の御配慮をお願い申し上げます。

【担当】

厚生労働省 政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)付
参事官付 賃金福祉統計室 賃金第三係 江口 柴野 海老沼
電話番号：03-5253-1111(内線7658,7659)
メールアドレス：chinkou@mhlw.go.jp

調査計画（変更後）

1 調査の名称

賃金構造基本統計調査

2 調査の目的

この調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国（ただし、別表の1に掲げる地域を除く。）

(2) 属性的範囲

ア 事業所

日本標準産業分類による「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する事業所であって、次に掲げる事業所

(ア) 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する行政執行法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）

(イ) 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって、常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）

イ 労働者

上記事業所に雇用される労働者（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 数

ア 事業所

約8万事業所（母集団約150万事業所）

イ 労働者

約170万人（母集団約4300万人）

(注) 母集団の値はいずれも事業所母集団データベースによる。

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者及び出入国管理及び難民認定法別表第1の1の表の外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。）である常用労働者に限る。）

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の6月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日現在）の状況。ただし、(1)に掲げる事項のうち、イの⑪ 実労働日数、⑫ 所定内実労働時間数、⑬ 超過実労働時間数、⑭ きまって支給する現金給与額及び⑮ 超過労働給与額については、6月1日から6月30日までの期間（給与締切日の定めがある場合には6月の最終の給与締切日以前1箇月間）、⑯ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額については、調査を実施する年の前年の1月1日から12月31日までの期間（調査を実施する年の前年の1月2日以降において雇用された調査労働者のうち、7月1日以前に雇用されたものについては、雇用の日から1年間、7月2日以降に雇用されたものについては、雇用の日から調査を実施する年の6月30日までの期間）の状況。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

ア 一括調査企業に属する調査事業所

(ア) 調査票の配布

厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

(イ) 調査票の回収

(オンライン調査以外)

厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

(オンライン調査)

厚生労働省 - 報告者

イ 一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所

(ア) 調査票の配布

厚生労働省 - 報告者

(イ) 調査票の回収

(オンライン調査以外)

厚生労働省 - 都道府県労働局 - (労働基準監督署) - (調査員・職員) - 報告者

(オンライン調査)

厚生労働省 - 報告者

(2) 調査方法

(■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他(職員))

ア 統計調査員

調査の事務に従事させるため、統計調査員をおく。

(ア) 統計調査員は、都道府県労働局長が任命する。

(イ) 統計調査員は、都道府県労働局長の指揮監督を受けて、調査事業所の事業主に対する必要な指導、調査票の取集、審査その他調査の実施に伴う事務に従事する。

計調査員が調査票を取集するものとする。

ウ 立入検査

調査に従事する職員及び統計調査員は、統計法（平成19年法律第53号）第15条第1項の規定により、調査のため、必要な場所に立ち入り、調査事項について帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年7月1日から7月31日まで実施する。

報告義務者は、調査票又は光ディスクを調査実施年の7月31日までに提出する（提出先は6(2)イのとおり。）。

8 集計事項

別紙「賃金構造基本統計調査 集計事項」を参照

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

調査の結果は、インターネット及び印刷物（報告書）により公表する。

(2) 公表の期日

調査の結果は、概要については調査実施翌年の3月、詳細については調査実施翌年の6月までに公表する。

10 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別表章においては、日本標準産業分類を使用する。また、職種別表章においては、日本標準職業分類に基づき設定した別表の3に掲げる職種区分を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
記入済み調査票又は光ディスクの内容	調査実施年の6月30日から2年間	厚生労働省賃金福祉統計官
調査票又は光ディスクの内容を収録した電磁的記録	永年	厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）

別表

1 除外される地域

北海道	奥尻郡、苫前郡羽幌町のうち大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東京都	利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
長崎県	佐世保市のうち宇久町、西海市のうち崎戸町江島及び崎戸町平島、北松浦郡のうち小値賀町
鹿児島県	西之表市、薩摩川内市のうち鹿島町、上甕町、里町及び下甕町、鹿児島郡、熊毛郡、大島郡瀬戸内町のうち大字与路、大字池地及び大字請阿室、大島郡のうち喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町
沖縄県	島尻郡のうち渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村及び久米島町、宮古郡、八重山郡

※この表に掲げる名称は、平成31年3月1日時点における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

2 調査する役職

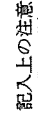
部長級	課長級	係長級	職長級	その他の役職
-----	-----	-----	-----	--------

3 調査する職種

管理的職業従事者 研究者 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く） 機械技術者 輸送用機器技術者 金属技術者 化学技術者 建築技術者 土木技術者 測量技術者 システムコンサルタント・設計者 ソフトウェア作成者 その他の情報処理・通信技術者 他に分類されない技術者 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 保健師

販売店員
その他の商品販売従事者
販売類似職業従事者
自動車営業職業従事者
機械器具・通信・システム営業職業従事者（自動車を除く）
金融営業職業従事者
保険営業職業従事者
その他の営業職業従事者
介護職員（医療・福祉施設等）
訪問介護従事者
看護助手
その他の保健医療サービス職業従事者
理容・美容師
美容サービス・浴場従事者（美容師を除く）
クリーニング職，洗張職
飲食物調理従事者
飲食物給仕従事者
航空機客室乗務員
身の回り世話従事者
娯楽場等接客員
居住施設・ビル等管理人
その他のサービス職業従事者
警備員
その他の保安職業従事者
農林漁業従事者
製銑・製鋼・非鉄金属製錬従事者
鋳物製造・鍛造従事者
金属工作機械作業従事者
金属プレス従事者
鉄工，製缶従事者
板金従事者
金属彫刻・表面処理従事者
金属溶接・溶断従事者
その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）
化学製品製造従事者
窯業・土石製品製造従事者
食料品・飲料・たばこ製造従事者
紡織・衣服・繊維製品製造従事者
木・紙製品製造従事者
印刷・製本従事者
ゴム・プラスチック製品製造従事者
その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者

厚生労働省 賃金構造基本統計調査調査票



記入上の注意
 1. 6月30日現在又は6月1日から6月30日までの期間の共同について記入してください。
 2. 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
 3. 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。

科目

統計法に基づき
 基礎統計調査
 この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に開示したりすることはありません。

(令和2年6月分)

秘

政府統計

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号	記入担当者氏名及び連絡先
			通絡先 () (内線) 主要な生産品の名称又は事業の内容
1. 事業所に係る事項			
事業所の名称及び所在地			
法人番号			
事業所の区分	事業所の名称	抽出率	労働者数
正社員・正職員 正社員・正職員 正社員・正職員以外 正社員・正職員 正社員・正職員以外 正社員・正職員 正社員・正職員以外 正社員・正職員 正社員・正職員以外 正社員・正職員 正社員・正職員以外	事業所が属する企業 (1) 株式会社 (2) 有限会社 (3) 合資会社 (4) 合同会社 (5) その他	1 2 3 4 5 6 7 8	5000人以上 1000~4999人 500~999人 300~499人 100~299人 30~99人 10~29人 5~9人
労働者の性別		労働者の年齢	
男 計 女 計		15歳未満 15歳以上64歳未満 65歳以上	
労働者の職種		労働者の雇用形態	
正社員・正職員 正社員・正職員以外 正社員・正職員 正社員・正職員以外		常勤労働者 非常勤労働者 パート労働者 アルバイト労働者 パート労働者 アルバイト労働者 パート労働者 アルバイト労働者	
事業所の労働者数 正社員・正職員以外を除く労働者数 パート労働者数 アルバイト労働者数 パート労働者数 アルバイト労働者数 パート労働者数 アルバイト労働者数			

連番	性別	(2) 雇用形態	(3) 雇用形態		(4) 就業形態	(5) 最終学歴	(6) 新卒	(7) 年齢	(8) 勤続年数	(9) 登録番号	(10) 職種番号	(11) 経歴年数	(12) 実日数	(13) 所定労働時間	(14) 超過労働時間	(15) 支払額	(16) 超過労働額	(17) 手当等	(18) 在留資格	備考	
			正社員・正職員	正社員・正職員以外																	期間の定め
01	男	1	2	3	4	5	6	9	1	新卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
02	女	1	2	3	4	5	6	9	1	新卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
03	男	1	2	3	4	5	6	9	1	新卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
04	女	1	2	3	4	5	6	9	1	新卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
05	男	1	2	3	4	5	6	9	1	新卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
06	女	1	2	3	4	5	6	9	1	新卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
07	男	1	2	3	4	5	6	9	1	新卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
08	女	1	2	3	4	5	6	9	1	新卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
09	男	1	2	3	4	5	6	9	1	新卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
10	女	1	2	3	4	5	6	9	1	新卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

(注) 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー(個人番号)の記入はしないでください。

2. 労働者に係る事項

「賃金構造基本統計調査」を実施します

厚生労働省

厚生労働省では、「令和2年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に7月に実施します。

この調査は昭和23年より毎年実施しており、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とし、国の実施する最も重要な統計のひとつとして、法律（統計法）に基づく「基幹統計」に指定されています。

調査の結果は、民間企業における賃金決定等、労務管理の資料として広く利用されているほか、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定等、各種政策決定の際にも幅広く使用されるなど、極めて重要な役割を果たしております。

調査の実施にあたっては、調査の対象となる事業所を無作為に抽出し、事業主の皆様には厚生労働省から調査をお願いいたしますので、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、是非とも調査にご回答くださいますようお願い申し上げます。

厚生労働省ホームページから入力支援機能付き Excel 形式の調査票をダウンロードして調査票を作成いただくこともできます。また、政府統計オンライン調査総合窓口（URL：<https://www.e-survey.go.jp>）から、オンライン回答をすることもできます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

賃金構造 事業主

検索



「賃金構造基本統計調査」の ご回答をお願いします

7月1日より「令和2年賃金構造基本統計調査」を全国一斉に実施します

Q.結果は、どのように役立っていますか

A. 民間企業での賃金決定・労務管理などの資料として利用されています。また、最低賃金法による最低賃金の決定、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度額の算定や、各種政策決定の際にも幅広く利用されています。

Q.どのような調査ですか

A. 「賃金構造基本統計調査」は、労働者の賃金の実態を、産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数などの別に明らかにするための調査です。国が実施する統計調査の中でも、最も重要な統計のひとつとして、統計法に基づく「基幹統計調査」に指定されています。

Q.対象は、どのように選ばれますか

A. 常用労働者を5人以上雇用する民営事業所及び10人以上を雇用する公営事業所の中から、統計理論に基づき調査の対象となる事業所を無作為で抽出し、調査への回答をお願いしています。

Q.調査は、どのように行われますか

A. 調査対象となる事業所には、調査票などの調査用品を郵送でお手元にお届けします。厚生労働省のHPには、調査に関するQ&Aや調査票作成に利用できる電子ファイルや計算支援ツールをご用意しております。また、政府統計オンライン調査総合窓口（URL：<https://www.e-survey.go.jp>）から、オンライン回答をすることもできます。賃金構造基本統計調査の趣旨と重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査のページはこちら

賃金構造 事業主

検索



厚生労働省・都道府県労働局

